遊　漁　の　て　び　き

～ 河 川・湖 沼 ～

（ルールとマナーを守って楽しい遊漁）

京都府水産事務所　漁業・遊漁管理課
TEL 0772-22-4438

漁業法などの法令では、自然の保護や、河川・湖沼にいる魚が 減少したり 絶滅したりしないように、さまざまな制限や禁止事項を定めています。

～主な制限及び禁止事項は 次のとおりです。遊漁の際には注意しましょう！～

（1）水産動植物の採捕の許可（京都府内水面漁業調整規則　以下”規則”第6条）

下表の漁具・漁法により水産動植物を採捕しようとする者は、漁具・漁法ごとに許可を受けなければなりません。（漁業権等に基づく採捕は除く）

種　　類	名　　称
漁　　具	やな、まき網、投網、す建網、刺網、敷網(四つ手網含む)、ふくろ網、いさざ落し網
漁　　法	水眼鏡または水視眼鏡を使用して行う漁法、浸木漁法、う飼漁法、延縄漁法

（2） 採捕の禁止期間（規則第25条）

下表の水産動物には禁漁期間があります。

名　　称	禁　　漁　　期　　間
さ　　け 本ます(さくらます)	10月1日から　12月31日まで ※遡河するさけは、期間にかかわらず採捕してはいけません。（水産資源保護法第25条）
あまご（やまめ）	10月1日から　翌年2月末日まで
い　わ　な	10月1日から　翌年3月15日まで
あ　　ゆ	1　日本海に流入する河川 （1）　3月1日から 5月25日まで （2）　10月1日から 10月31日まで （由良川の船井郡京丹波町 関西電力（株）和知ダムから上流の区域を除く） 2　日本海に流入する河川以外の河川 3月1日から 5月25日まで
こ　　い	5月1日から　5月31日まで
ふ　　な	4月20日から　5月20日まで

（3） 体長の制限（規則第26条）

下表の水産動物は、一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。
捕まえた場合はやさしく川に戻しましょう。

う　な　ぎ	（全長　30cm以下）
さ　　け	（全長　18cm以下）
本ます(さくらます) い　わ　な に じ ま す こ　　い	（全長　15cm以下）
あまご(やまめ)	（全長　12cm以下）
ふ　　な	（全長　6cm以下）

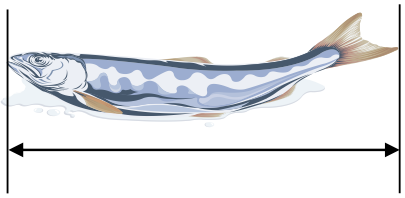

※全長とは、魚の口の先から尾びれの先までの長さをいいます。

※遡河する「さけ」は、体長にかかわらず採捕してはいけません。（水産資源保護法第25条）

（4） 禁止漁具・漁法（水産資源保護法及び規則第27条）

下表の方法で水産動物を捕ってはいけません。

○ 爆発物を使用する漁法	○ がわびき漁法
○ 有毒物を使用する漁法	○ 箱づけ
○ 水中に電流を通す漁法	○ 火光その他の照明を利用してする漁法 （う飼い漁法、食用かえるを採捕する場合を除く）
○ 瀬干漁法	
○ 透明性のもんどり	○ 発射装置の付いたもり及びやす

（5） 網目の大きさについて（規則第28条）

○ 網具を使用する場合、網目（目合い）は、「2cm以上」でなければなりません。
（ただし、いさざ落し網、投網、四つ手網、たも網、さで網は除く）

○ なお、網目「2cm以上」というのは、「結び目をもってピンと張ったとき」の長さです。

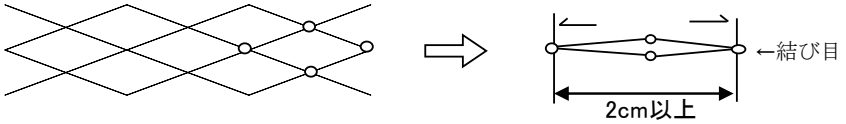

（6） 採捕の禁止区域（規則第29条）

下表の区域においては、水産動物の採捕が禁じられています。

河　川　名	禁　　止　　区　　域
由　良　川	・南丹市 京都府大野ダムの上流端から下流へ360mまでの区域 ・綾部市 関西電力（株）由良川ダムの上流端から、上流へ350m、下流へ230mまでの区域
上　林　川	・綾部市 関西電力（株）山家発電所えん堤の上流端から、上流へ180m、下流へ360mまでの区域
桂　　川	・南丹市 世木ダムの上流端から、上流へ200m、下流へ100mまでの区域 ・亀岡市及び南丹市 上桂川統合堰（寅天堰）の上流端から、下流へ100mまでの区域
宇　治　川	・宇治市 天ヶ瀬ダムの上流端から、上流へ500m、下流へ300mまでの区域

（7） 外来魚の移植制限（規則第29条の2）

○ 生態系に悪影響を及ぼすブラックバス、ブルーギルを放流するのはやめましょう。

○ ブラックバス、ブルーギルが釣れたときは川に戻さないでください。

（8） （1）～（7）に違反した場合の罰則（規則第35条）

6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

上記以外にもいろいろな規制があります。
詳しいことは京都府水産事務所までお問い合わせください。
（TEL 0772-22-4438）

～マナーを守って、環境の保全や 地元の方々の迷惑にならないよう心がけましょう～

H22.10作成